

Google 検索アプライアンスおよび Google Mini 使用許諾同意書

第1条 Google 検索アプライアンスおよび Google Mini のライセンス

1.1 ライセンス許諾 Google および/または三井情報開発は、この Google 検索アプライアンスおよび Google Mini 使用許諾同意書(以下「本契約」)の条件に従って、貴社に対し、(本契約に規定され該当する)契約期間において、(i)Google の独占的コンピュータハードウェア(以下「本ハードウェア」)にインストールされた Google 独自のコンピュータソフトウェア(以下「本ソフトウェア」)、(ii) 本製品と共に使用するよう Google が提供する Google 独自の(以下「マニュアル」)について、そのライセンス(以下「本ライセンス」)を提供するものとし、貴社は本ライセンスの規定に全て同意の上、使用するものとする。また、本ライセンスは再許諾不可、譲渡不可、非排他的、制限的の付いたライセンスである。本ソフトウェアおよび本ハードウェアは、本契約において、総称して「本アプライアンス」という。本アプライアンスおよびマニュアルは、本契約において、総称して「本製品」という。本ソフトウェアの機能を有効にするには、本製品の購入に際して付随するライセンス・キーが必要であり、場合によっては本製品と別に、貴社へ電子メール等の手段で送られることも有り得る。貴社による本製品の使用は、貴社が所有し操作するサーバー上にあるコンテンツのみのインデックスを作成し、当該コンテンツに対する検索を行うことのみ限定されるものとする。当該サーバー上で、コンテンツを検索し、当該コンテンツにアクセスする権利は、貴社によって権限を付与された貴社社員、および貴社ウェブサイトの利用者(以下総じて「ユーザー」)にもライセンス許諾されるものとする。貴社は、本契約に記載される条件に違反する、ユーザーの作為および/または不作為に対して全ての責任を負うものとする。さらに、本契約に記載されるライセンス許諾は、貴社の注文書に明記されたドキュメント数までをインデックス登録する機能および性能の範囲に限定されるものとする。

1.2 THIRD PARTY COMPONENTS. 本製品と共に使用するために組み込まれるか内蔵されるかその他提供される THIRD PARTY COMPONENTS.は、注文書に基づいて注文される本製品と接続してのみ使用することができ、その使用条件は、本契約の全ての条項に従うものとする。本製品は、マニュアルに指定される機器および付属品と共に使用する目的で設計されている。三井情報開発は、当該機器の入手または提供について、本契約に基づく責任を負わない。貴社は同時に、本製品が動作するコンピュータシステムに対して、適切な環境および適切なユーティリティを確保する責任を負う。

第2条 所有権;制限的使用 本契約上、「知的財産権」とは、現在または今後効力を持つ、特許法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、著作者人格権に関する法令、営業秘密に関する法令、商標法、不正競争防止法、パブリシティ権に関する法令、プライバシー権に関する法令、その他々の法令に基づいて、その時々存在する全ての権利、およびその他全ての所有権、並びにこれらの権利を類推適用される全ての権利を意味する。本製品に対するハードウェアを除く全ての所有権および知的財産権は、Google および/または三井情報開発にあるものとする。但し、本アプライアンスによってアクセスされるコンテンツの全ての所有権、権原および知的財産権は、該当するコンテンツの所有者の財産であり、著作権法および/またはその他の適用法令によって保護することが出来る。

本契約において、本ソフトウェアのソースコードに対する権利、または本ソフトウェアのソースコードに関連する権利の如何なるものも貴社に付与されない。具体的には、貴社は、次の行為は一切禁止されます。

- (i) 本ソフトウェアのソースコードおよびその他の基本的アイデアまたはアルゴリズムを含むがこれらに限定されない、本製品もしくはそのコンポーネントの改造、変更、修正、デコンパイル、翻訳、ディスアセンブリまたはリバースエンジニア(適用法令が、当該制限を具体的に禁じる範囲を除く)
- (ii) 貴社使用のために承認されたドキュメント対応数の変更、
- (iii) 本ソフトウェアの機能を有効にするライセンス・キーの作成
- (iv) 本ソフトウェアの複製
- (v) 後述で定義される危険性の高い業務のための本製品の使用
- (vi) 本製品もしくはそのコンポーネントの移転、サブライセンス許諾、貸与、売却、リースもしくはタイムシェアリングやサービス・ビューロ目的での使用
- (vii) 米国商務省輸出管理局、米国財務省外国資産管理局もしくはその他該当する政府機関によって管理される輸出管理法、規制もしくは規定によって禁止される方法での、本製品もしくはそのコンポーネントの何れかの国への出荷、転用、積み替え、移送、輸出もしくは再輸出、あるいは当該行為を他の者にさせる行為

Google が有する、商号、商標、サービスマーク、ロゴ、トレードドレス、およびその他独特または独自のマーク、ラベル、デザインまたは表示(以下「ブランド表象」)、並びに本製品上または本製品内に表示される著作権その他の独占権の通告は、維持されるものとし、貴社が除去、修正または変更してはならない。

第3条 契約期間および終了 本契約に基づいて付与されるライセンスの「契約期間」は、貴社への本アプライアンスの Google 米国出荷時(但し、Google Mini は三井情報開発から出荷時)に開始する。また、契約期間とは別に、貴社は本製品の製品・技術サポート(以下「サポート」)として、Google 米国出荷日から2年間(但し、Google Mini は契約により三井情報開発の出荷日から1年間および2年間に限り <http://www.mki.co.jp/service/google/support/> の当該ページに規定されるサポートポリシーに基づき受けられ、当該ページを持って解決できない場合には、購入した販売店経由で問い合わせを行うことに同意する。更に、当該ページのサポートポリシーは、貴社に事前の通知なく、その内容に変更が有り得ることに貴社は同意しているものとする。

Google および/または三井情報開発は、(a)本契約に関係する当事者が、本契約および/または注文書に対する重大な違反を犯し、違反側当事者が、当該違反の通知書面の受領後 30 暦日以内に、かかる重大な違反を矯正しない場合、あるいは(b)本契約に関係する当事者によるかその当事者に対する事業の停止・廃業、支払不能、破産・清算手続の開始、当該当事者の財産もしくは事業に対する管財人もしくは破産管財人の指定があった場合、または当該当事者による債権者のための譲渡、再建もしくは法的整理が行われた場合において、本契約の全体または一部を終了することができる。Google および/または三井情報開発は、貴社が、本契約に含まれる所有権、制限的使用または秘密情報の各条項に対して違反した場合、本契約の全部または一部を直ちに終了することができる。

本契約が終了した場合、全ての本ライセンス、並びに本契約に記載される通りに貴社に与えられたその他の権利およびサービスは、直ちに中止するものとする。本契約が、貴社の違反のために終了した場合、貴社は、Google および/または三井情報開発が承認する返送手順に従って、本製品を直ちに返却するものとする。本契約に記載される場合を除いて、本契約を終了する場合、貴社は、全ての本ソフトウェアが、Google または三井情報開発によって指示される手順に従って消去されることを条件として、本ハードウェアの所有を維持することができる。

本契約、注文書または本ライセンスの終了は、いずれかの当事者が、差止め命令による救済など、当該当事者が行使できるその他の救済手段を求めることを制限しないものとし、当該終了は、その時点での約定金額その他貴社が支払うべき全ての料金を支払う貴社の義務を免除するものではない。

第4条 秘密情報 貴社は、本ソフトウェアのソースコードおよびオブジェクトコードが、Google および/または三井情報開発の秘密性のある営業秘密であり続けることに同意するとともに、如何なる理由においても、本ソフトウェアのオブジェクトコードまたはソースコードのいずれかを調べることは許可されない。貴社は、Google および/または三井情報開発の秘密情報を開示してはならず、あるいは Google および/または三井情報開発の秘密情報が開示される事態を引き起こしてはならない。

第5条 限定保証 Google および三井情報開発は、商品性、特定用途への適合性および権利非侵害の保証を含む全ての保証を、明示か黙示かによらず、法令その他によるかに関わらず行わない。本製品およびサービスは、「AS IS(=現状有姿のまま)」Google および三井情報開発によって提供されるものとする。Google および三井情報開発は、本製品もしくはその一部にエラーもしくはバグがないこと、または貴社による本製品またはサービスの使用が中断されないことを保証しない。Google および三井情報開発は、本製品の適正なインストールに対して責任を負わない。更に、Google および三井情報開発は、本製品によってアクセス可能となるコンテンツまたは情報とは一切関係なく、その代弁もしない。一部の裁判管轄権は、黙示の保証の排除を認めていないため、同排除は、貴社に適用することができない。然しながらその場合は、許される限り、黙示の保証は、該当する本製品の出荷の日から90日間に限定されるものとする。本製品は、フォールト・トレラント仕様ではなく、本製品は、原子力施設の運転、航空管制または生命維持装置など、本製品の故障が、死亡、人身傷害または環境被害に至る可能性のある状況(以下「危険性の高い業務」)での使用を目的として設計または製造されておらず、当該使用を意図していない。

第6条 責任の制限 Google および/または三井情報開発は、(i) データの喪失、逸失利益、もしくは代替の商品やサービスの調達費用に対する損害賠償額を含むがこれらに限定されない、間接、特別、付随、派生的、懲罰的損害賠償額に対して、(使用、誤用、使用不能もしくは使用の中断を含むがこれらに限定されない)どのような原因であっても、契約または不法行為を含むがこれらに限定されない責任の論理に基づいて、および本契約に記載される救済手段が本来の目的を達成できないかどうかに関係なく、Google が当該損害の可能性に気づいていたか気づいたはずであったか、当該損害の可能性を通知されたかされたはずであったかに関わらず、または(ii)本製品のエラー、落ち度、その他の不正確さ、もしくは本製品の破壊的性質に起因する被害を主張するクレームに対して、決して責任を負わない。本契約に基づく Google および/または三井情報開発の損害賠償責任の総合計は、当該責任を生じさせている注文書式に基づいて貴社が支払った料金額を超えないものとする。

第7条 雑則 本契約は、貴社に専用のものである。貴社は、Google または三井情報開発の事前の書面による承諾なしに、本契約

または注文書式に基づく貴社の権利の全部または一部を譲渡、またはその他移転することはできず、本契約および／または注文書に基づく貴社の義務の全部または一部を委任することはできない。本契約の効果を減殺した譲渡の試みは、無効とする。本契約の両当事者は、独立した契約者であり、そうであり続けるものとし、本契約に含まれる如何なるものも、本契約の両当事者間に代理店、パートナーシップまたはジョイントベンチャーを創設するとはみなされないものとする。両当事者は、本契約に記載される各自の義務を履行する義務を負うものとする。

第 8 条 最新バージョン管理 貴社は本ソフトウェアを常にその時点で最新のバージョンで使用しなければならない。貴社は適宜、<http://www.mki.co.jp/service/google/support/> にて最新バージョンを確認のうえ、必要なバージョンアップ作業を行うものとする。

第 9 条 個人情報 Google および／または三井情報開発、および／または貴社が本製品を購入した販売店においては、貴社の本製品の使用に関する情報(以下「個人情報」)を共有することができる。個人情報は、Google および／または三井情報開発による、本製品および将来製品、そして本製品に関連して提供される他社製品について、その販売と関連業務において必要な範囲内で取り扱われる。Google および／または三井情報開発は、本製品のサポートの為に、アカウントとパスワードを発行するものとし、貴社はそのアカウントを善良なる管理者の注意を持って使用し、そのアカウントを使用したことによって生じた責任は、貴社が負うものとする。貴社は、自らのアカウントが無断で使用された場合、並びにセキュリティに関する違反があった場合には、直ちに購入販売店を通じて、Google および／または三井情報開発にその旨を通知するものとする。Google および／または三井情報開発は、貴社が認識していたか否かに関わらず、貴社のアカウントまたはパスワードを第三者が使用したことによって貴社が被った損失について、一切責任を負わないものとする。

以上

貴社名

署名：

氏名：

役職：

日付：